

逗子都市計画 道路の変更（3・6・5号桜山長柄線）

道路の変更（3・4・1号横須賀逗子線）

葉山都市計画 道路の変更（3・6・10号長柄上山口線）

に係る都市計画公聴会について（報告）

逗子都市計画 道路の変更 (3・6・5号桜山長柄線)
道路の変更 (3・4・1号横須賀逗子線)
葉山都市計画 道路の変更 (3・6・10号長柄上山口線)

都市計画手続きについて

都市計画素案の閲覧・公述の受付 (令和8年1月26日～2月16日)



都市計画公聴会の開催 (令和8年3月12日) : (会場: 逗子市役所)
(// 13日) : (会場: 保育園・教育総合センター)

公聴会の公述意見の要旨
及び県の考え方



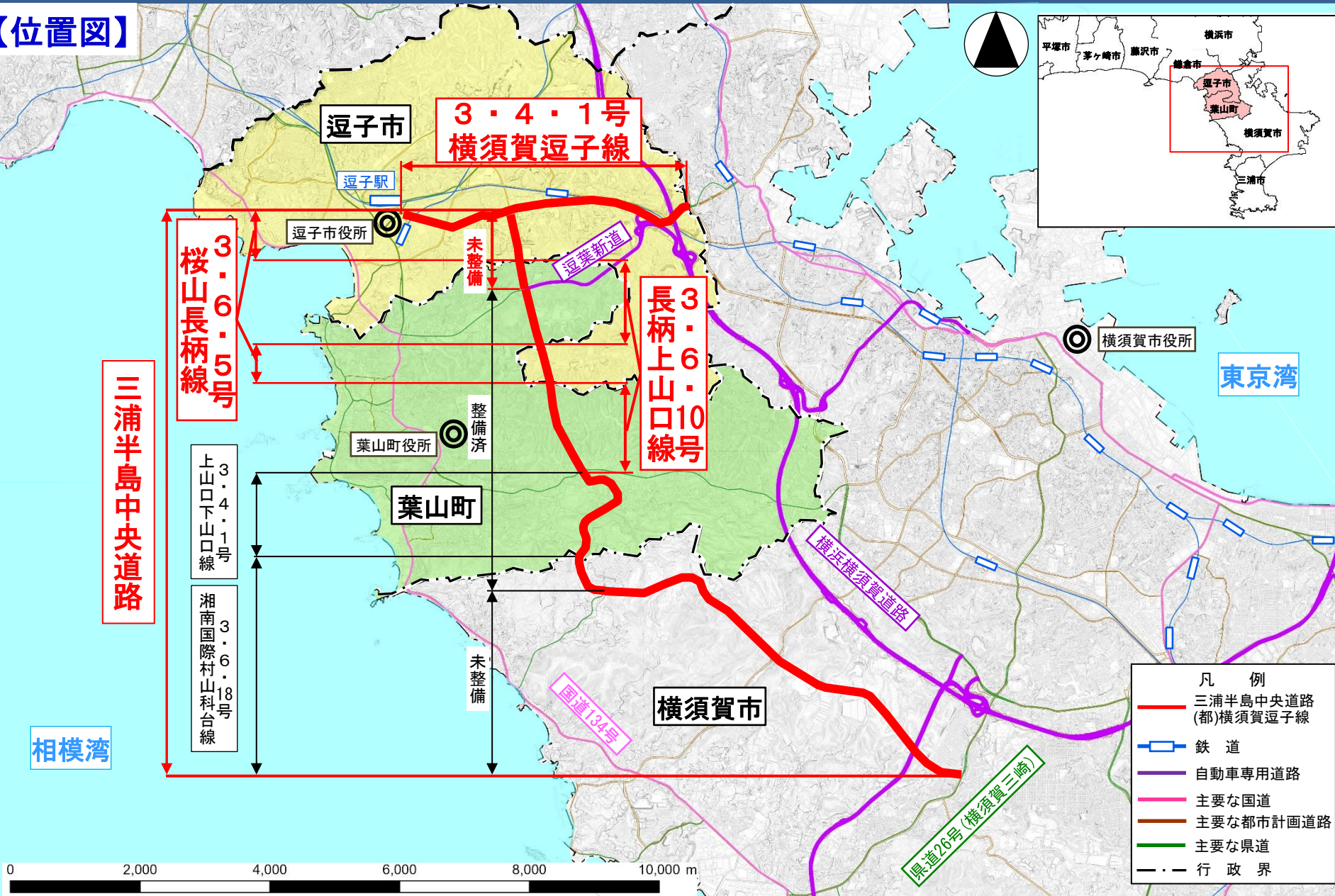
第248回 (今回)
都市計画審議会に報告

報告事項

- 1 逗子都市計画 道路の変更(3・6・5号桜山長柄線)
道路の変更(3・4・1号横須賀逗子線)
葉山都市計画 道路の変更(3・6・10号長柄上山口線)の概要
- 2 都市計画公聴会における
公述意見の要旨及び県の考え方
- 3 今後の都市計画手続き

1 逗子都市計画 道路の変更(3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線) 葉山都市計画 道路の変更(3・6・10号長柄上山口線)の概要

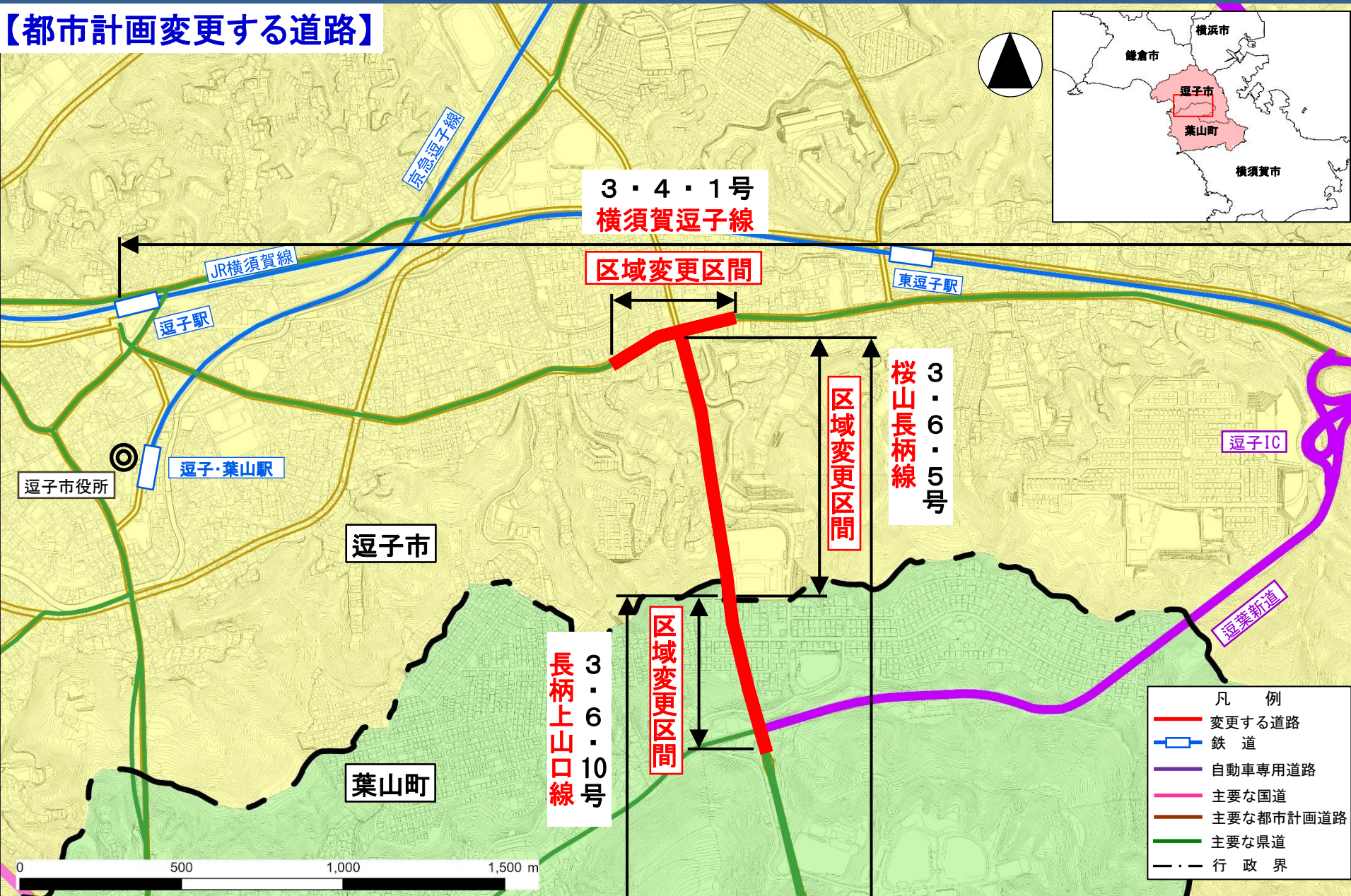
【位置図】



この図面は、横浜市長、横須賀市長、鎌倉市長、逗子市長及び葉山町長の承認を得て、同市町所管の都市計画基本図及び測量成果を複製・使用して調製したものです。
この図面は、横浜市、横須賀市、鎌倉市、逗子市及び葉山町との協議を経て、同市町作成の都市計画基本図及び都市計画決定データを使用して作成したものです。

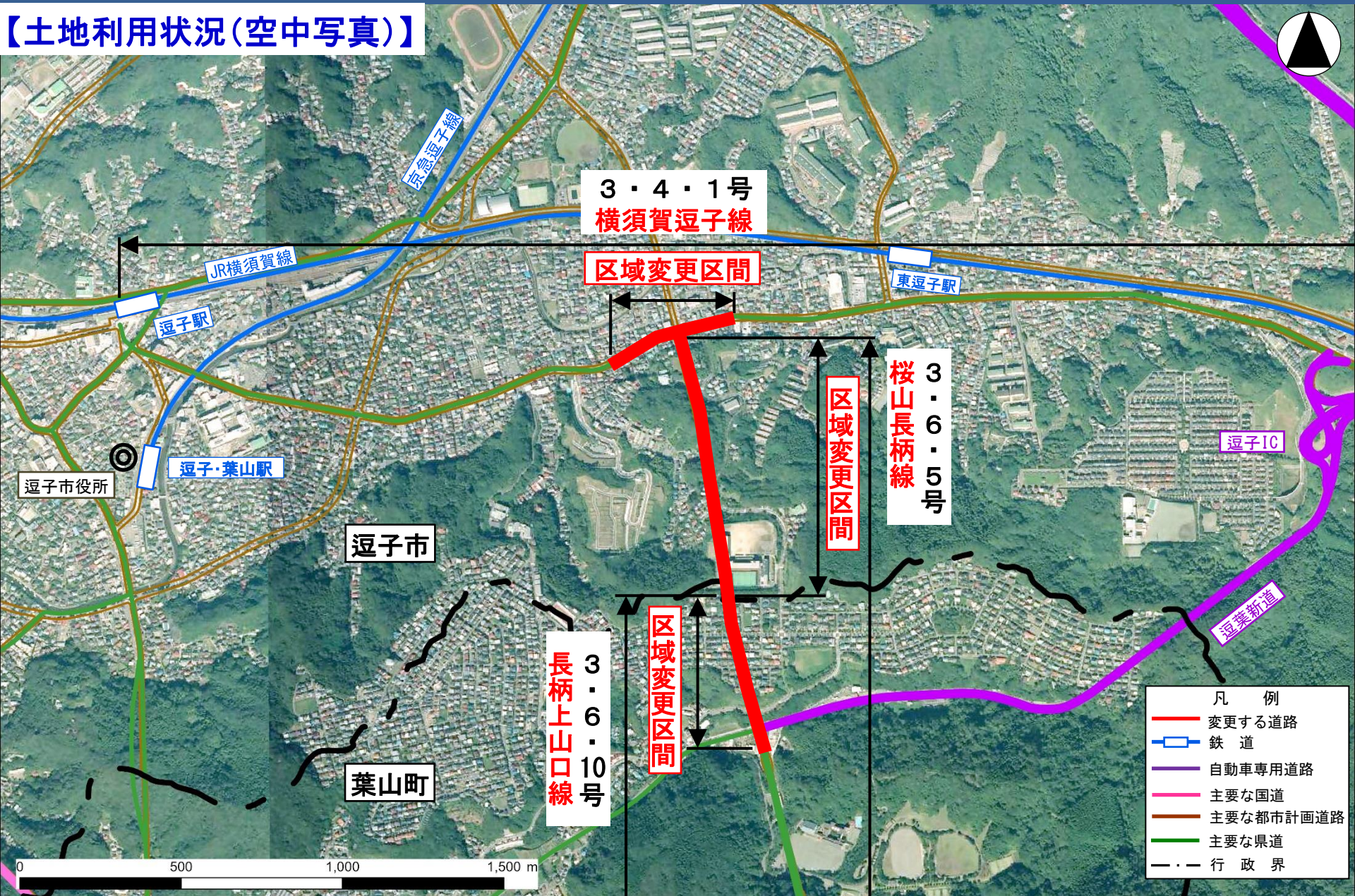
1 逗子都市計画 道路の変更(3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線)
葉山都市計画 道路の変更(3・6・10号長柄上山口線)の概要

【都市計画変更する道路】



1 逗子都市計画 道路の変更(3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線)
葉山都市計画 道路の変更(3・6・10号長柄上山口線)の概要

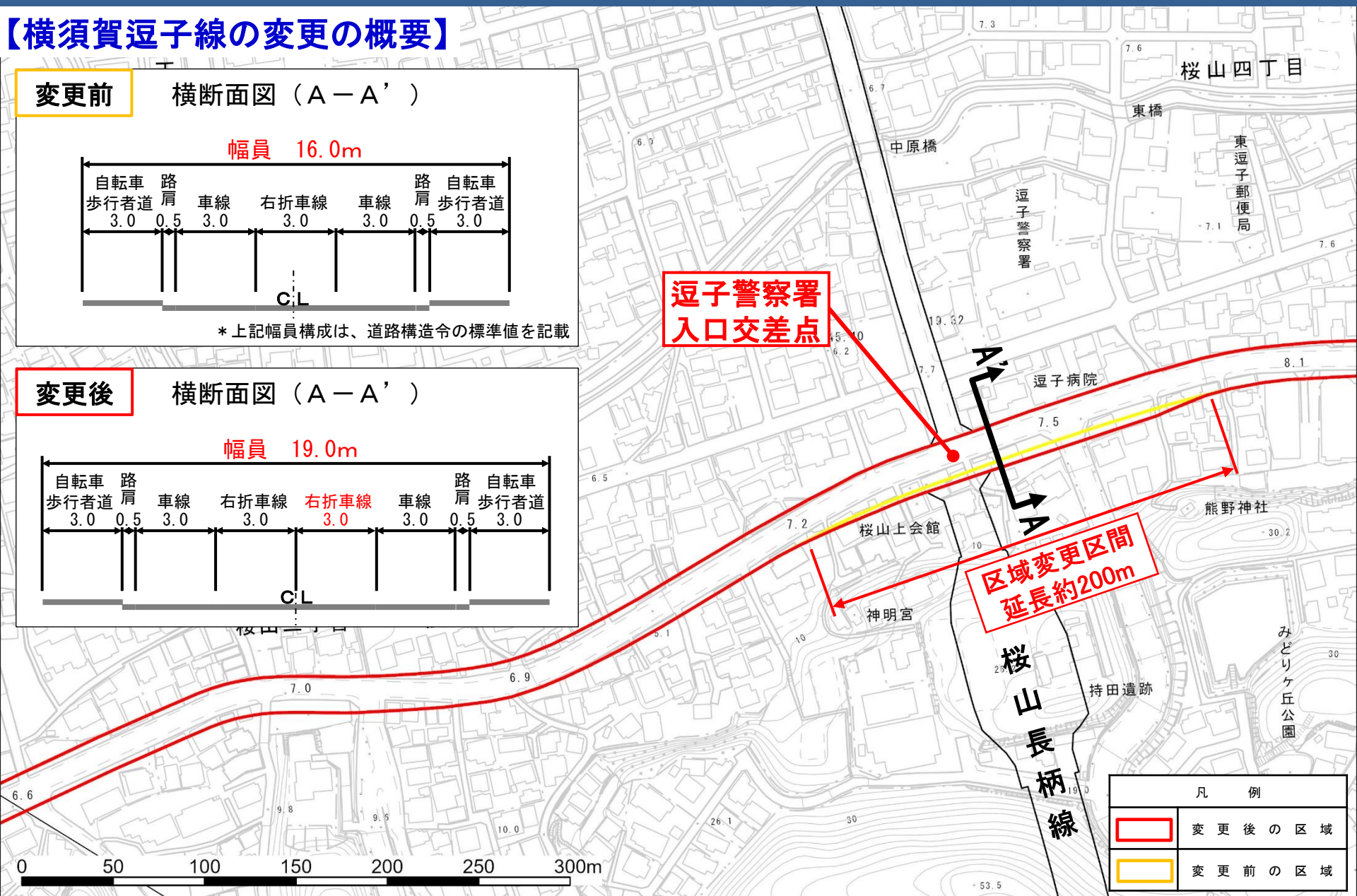
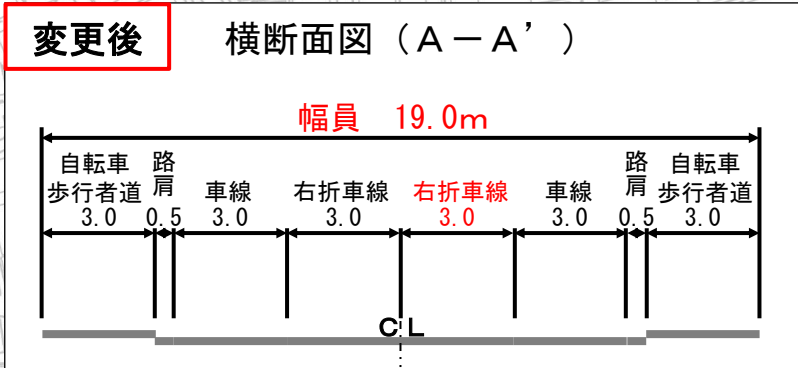
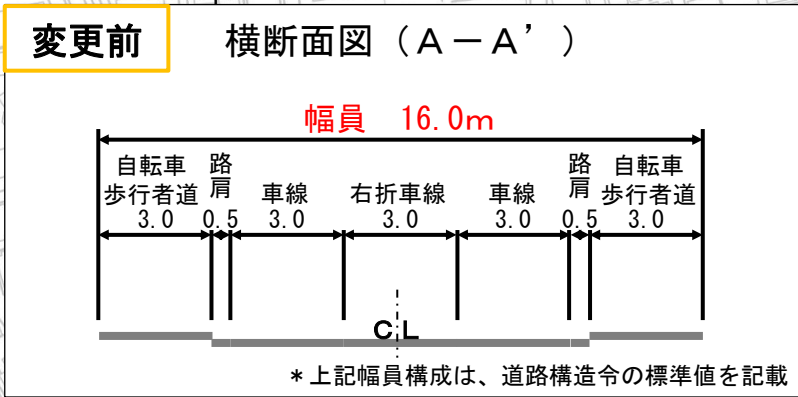
【土地利用状況(空中写真)】



・この図面は、国土地理院撮影の空中写真(令和元年6月)を加工して作成したものです。
・この図面は、逗子市長及び葉山町長との協議を経て、同市町作成の都市計画決定データを使用して作成したものです。

1 逗子都市計画 道路の変更(3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線) 葉山都市計画 道路の変更(3・6・10号長柄上山口線)の概要

【横須賀逗子線の変更の概要】

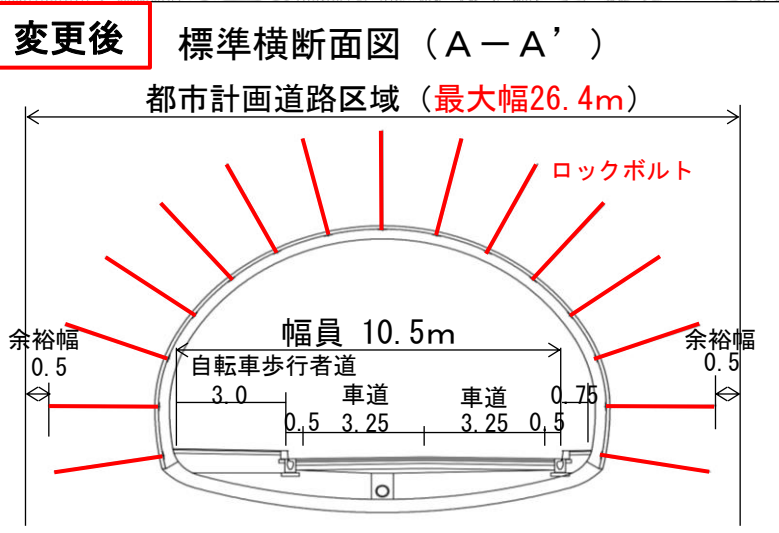
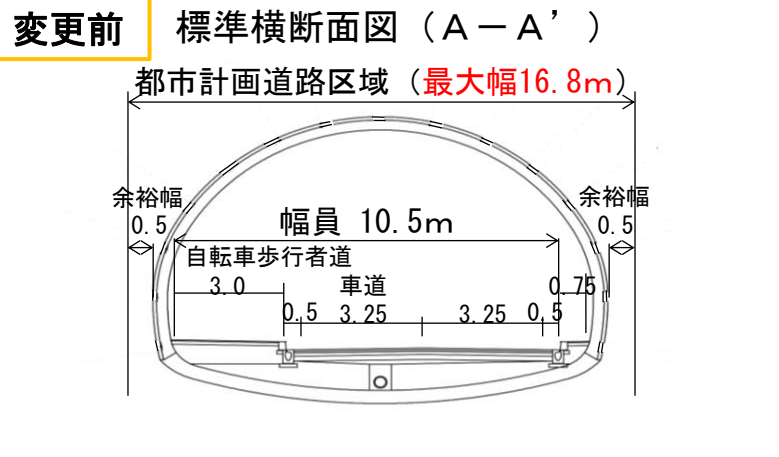
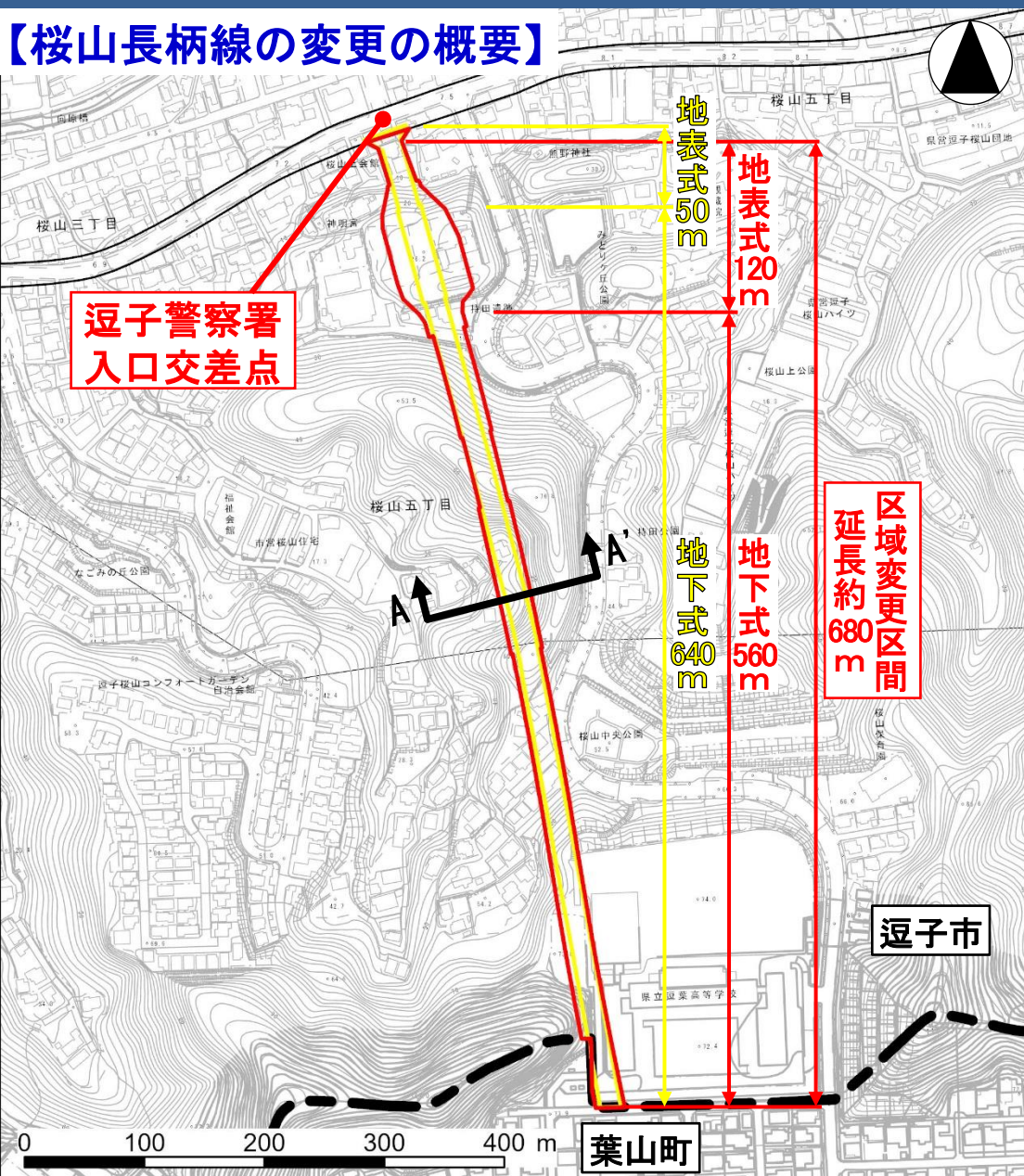


凡 例	
	変 更 後 の 区 域
	変 更 前 の 区 域

この図面は、逗子市長の承認を得て、逗子都市計画基本図を使用して調製したものです。
この図面は、逗子市との協議を経て、逗子都市計画決定データを使用して作成したものです。

1 逗子都市計画 道路の変更(3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線)
葉山都市計画 道路の変更(3・6・10号長柄上山口線)の概要

【桜山長柄線の変更の概要】

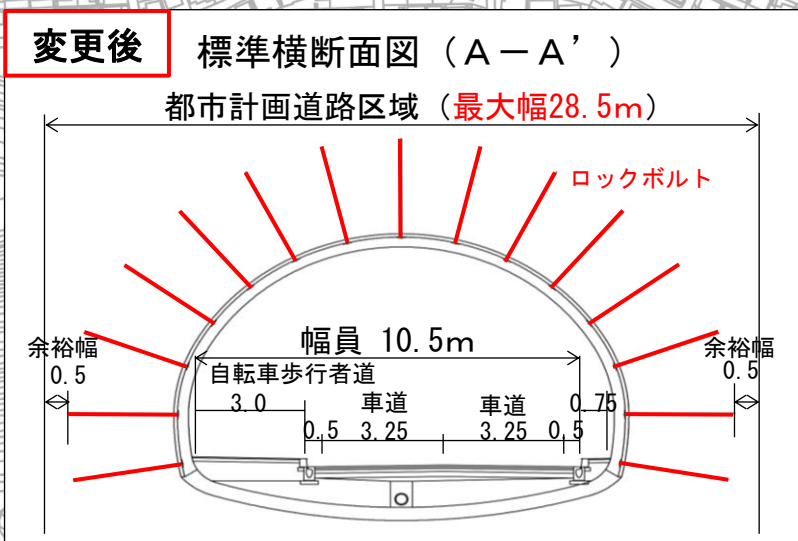
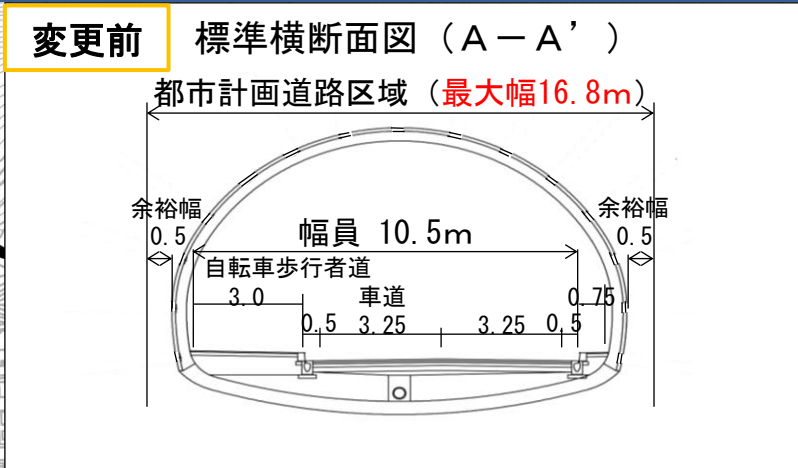
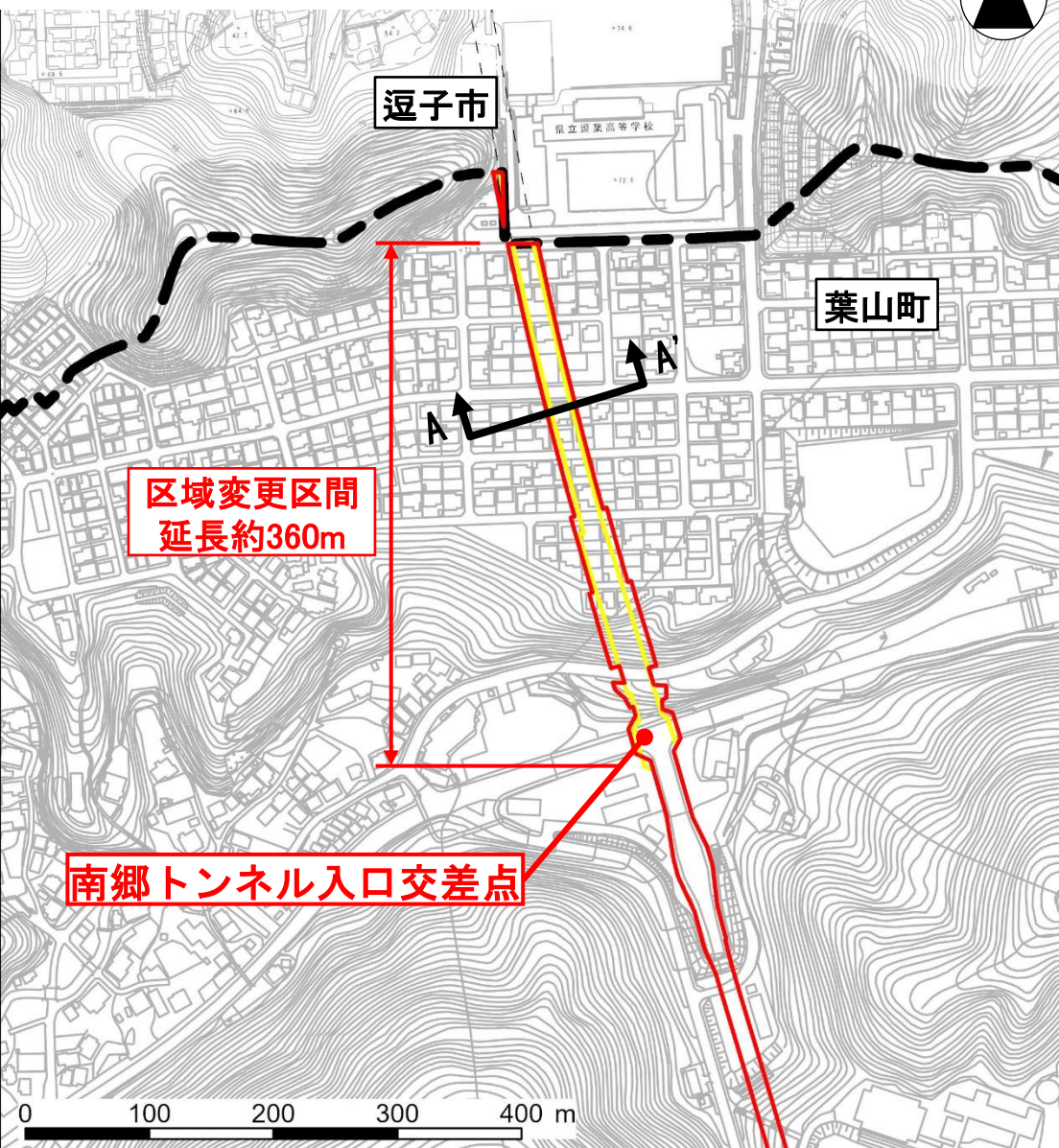


凡 例	
	変 更 後 の 区 域
	変 更 前 の 区 域
	行 政 界

この図面は、逗子市長及び葉山町長の承認を得て、同市町所管の都市計画基本図を複製・使用して調製したものです。(承認番号(葉山町指令第130号))
この図面は、逗子市及び葉山町との協議を経て、同市町作成の都市計画決定データを使用して作成したものです。

1 逗子都市計画 道路の変更(3・6・5号桜山長柄線、3・4・1号横須賀逗子線)
 葉山都市計画 道路の変更(3・6・10号長柄上山口線)の概要

【長柄上山口線の変更の概要】



凡 例	
	変 更 後 の 区 域
	変 更 前 の 区 域
	行 政 界

・この図面は、逗子市長及び葉山町長の承認を得て、同市町所管の都市計画基本図を複製・使用して調製したものです。(承認番号(葉山町指令第130号))
 ・この図面は、逗子市及び葉山町との協議を経て、同市町作成の都市計画決定データを使用して作成したものです。

報告事項

- 1 逗子都市計画 道路の変更(3・6・5号桜山長柄線)
道路の変更(3・4・1号横須賀逗子線)
葉山都市計画 道路の変更(3・6・10号長柄上山口線)の概要

2 都市計画公聴会における 公述意見の要旨及び県の考え方

3 今後の都市計画手続き

2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

都市計画公聴会の結果

1 公述人 6人

2 公述申出書における意見区分

[賛成 0]

[反対 5] (逗子A氏、逗子B氏、逗子C氏
葉山A氏、葉山C氏)

[その他 1] (葉山B氏)

公 述 人	逗子A氏	逗子B氏	逗子C氏	葉山A氏	葉山B氏	葉山C氏
公述申出書における意見区分	反対	反対	反対	反対	その他	反対
1 道路の必要性について		○		○		
2 住民への周知について	○	○		○		
3 安全性と環境への影響について	○		○			○
4 文化財への影響について			○		○	

2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

1 道路の必要性について（公述人逗子B氏：反対）

公述意見の要旨(抜粋)

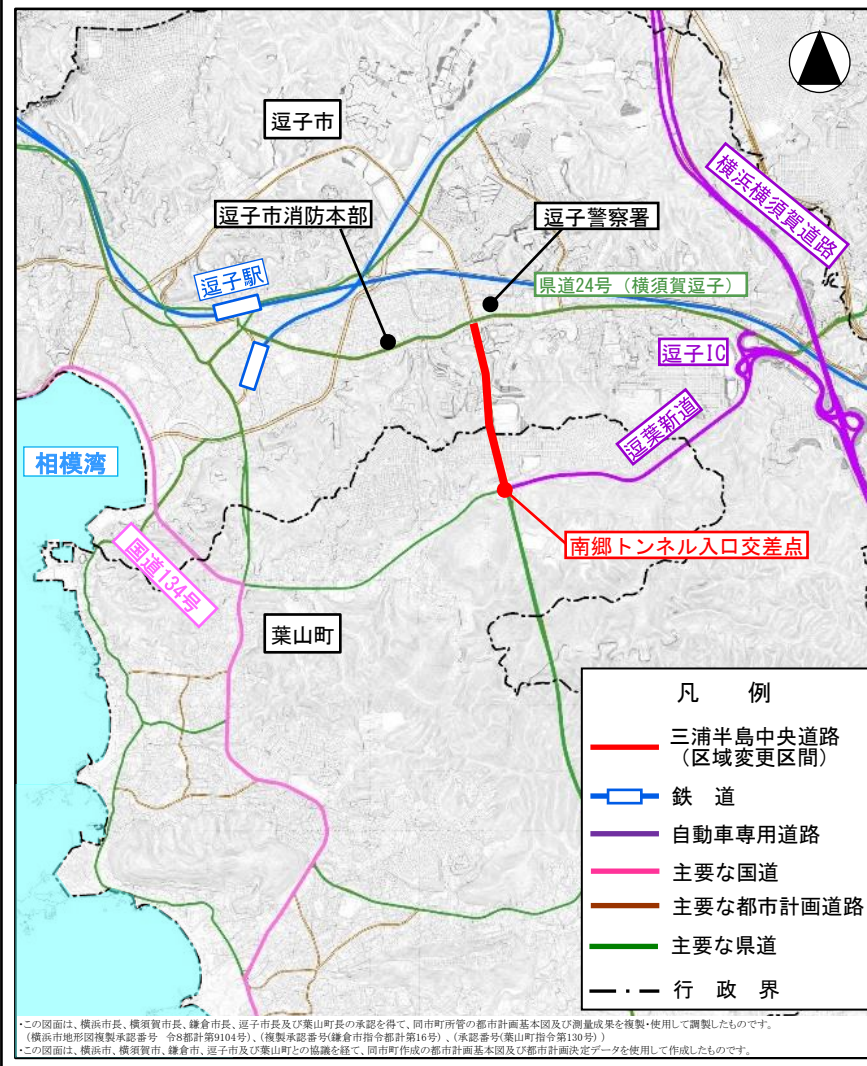
三浦半島中央道路の目的は、渋滞緩和及び災害時の内陸の道路確保と聞いている。

しかし、現在の道路でも、南郷トンネル入口から逗葉新道を抜け横浜横須賀道路へ抜けるルート、国道134号線に出るルートがあり、既に目的を果たしている。

計画どおり県道24号に接続しても、県道24号はすでに渋滞が著しく問題の解決にならない。結局、三浦半島から逗子駅前への流入車両が多くなる結果となり、逗子駅前がさらに渋滞するだけではないか。この道路が本当に必要なら、計画作成時の30年前ではなく、現在の交通量に基づくシミュレーションを行い、必要性を示してほしい。

人口減少や工場撤退が進み、県の財政が厳しさを増す中、まずは今ある施設をきちんと整備することが先決で、お金が余ったらこの計画を進める検討をしてもよいのではないか。今の逗子市にこの道路が必要なのかを検証し直してほしい。

【参考】



2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

1 道路の必要性について（公述人逗子B氏：反対）

公述意見の要旨(抜粋)

三浦半島中央道路の目的は、渋滞緩和及び災害時の内陸の道路確保と聞いている。

しかし、現在の道路でも、南郷トンネル入口から逗葉新道を抜け横浜横須賀道路へ抜けるルート、国道134号線に出るルートがあり、既に目的を果たしている。

計画どおり県道24号に接続しても、県道24号はすでに渋滞が著しく問題の解決にならない。結局、三浦半島から逗子駅前への流入車両が多くなる結果となり、逗子駅前がさらに渋滞するだけではないか。この道路が本当に必要なら、計画作成時の30年前ではなく、現在の交通量に基づくシミュレーションを行い、必要性を示してほしい。

人口減少や工場撤退が進み、県の財政が厳しさを増す中、まずは今ある施設をきちんと整備することが先決で、お金が余ったらこの計画を進める検討をしてもよいのではないか。今の逗子市にこの道路が必要なのかを検証し直してほしい。

県の考え方(抜粋)

令和6年に発生した能登半島地震では、沿岸部の幹線道路が津波により被災し、物資輸送や救命活動に支障をきたしました。こうした状況は、三浦半島にも想定されることから、既存ルートに加え、内陸部に災害に強い幹線道路を整備し、道路ネットワークの代替性を確保することで防災力の強化を図ります。

また、南郷トンネル入口から逗子警察署入口の区間に幹線道路を整備することで、周辺的生活道路等からの交通の転換が見込まれ、その結果、生活道路等の交通量減少による、渋滞の解消を図ります。

県道24号（横須賀逗子）への接続に関しては、逗子警察署入口交差点の右折帯の新設及び逗子警察署入口交差点等の信号サイクルを連動することで、円滑な交通処理を図ります。

交通量推計については、平成27年度道路交通情勢調査（道路交通センサス）を基に、令和22年における交通量を推計しており、県ホームページで公開しています。

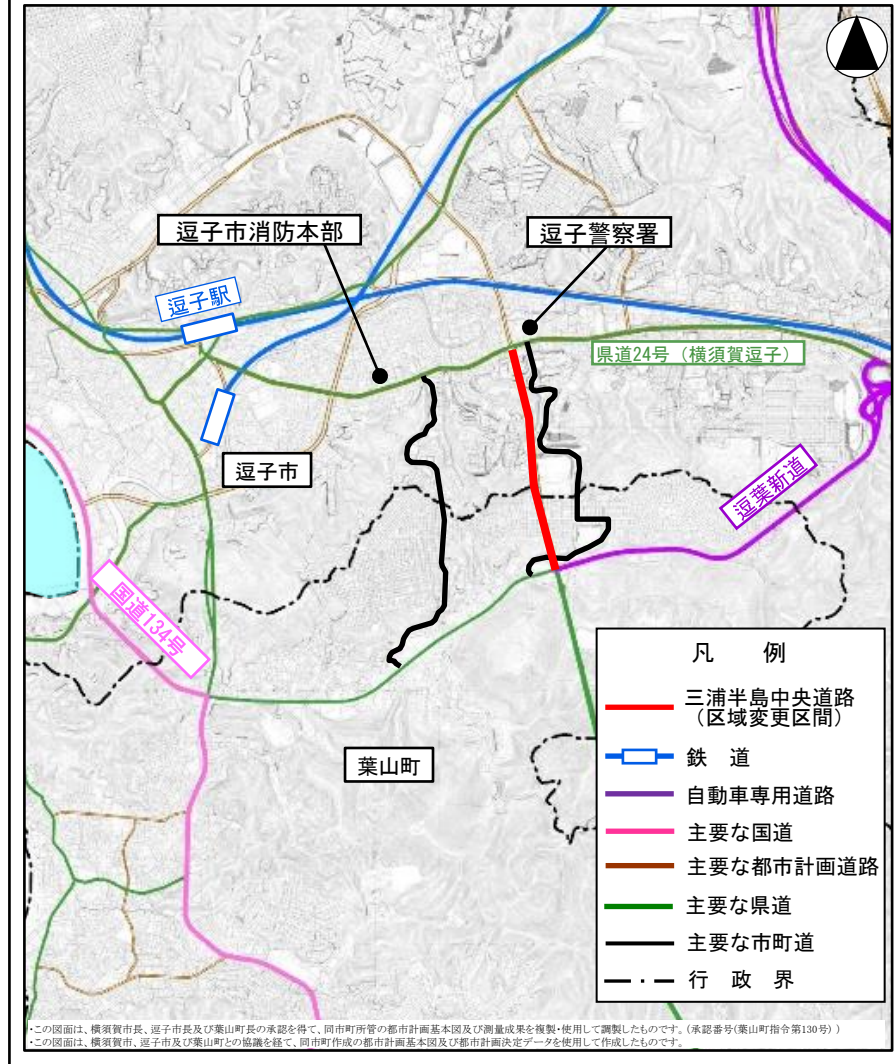
2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

1 道路の必要性について （公述人葉山A氏：反対）

公述意見の要旨(抜粋)

北側トンネル付近に、同じルート^①の2車線道路が500mから1.5km間隔で既に4本存在する。トンネル建設の目的を漠然と災害脆弱性の解消と説明されても、全く合理的な説明になっていない。なぜトンネルが必要か、現状の課題とトンネル建設の効果を、論理的に説明いただきたい。

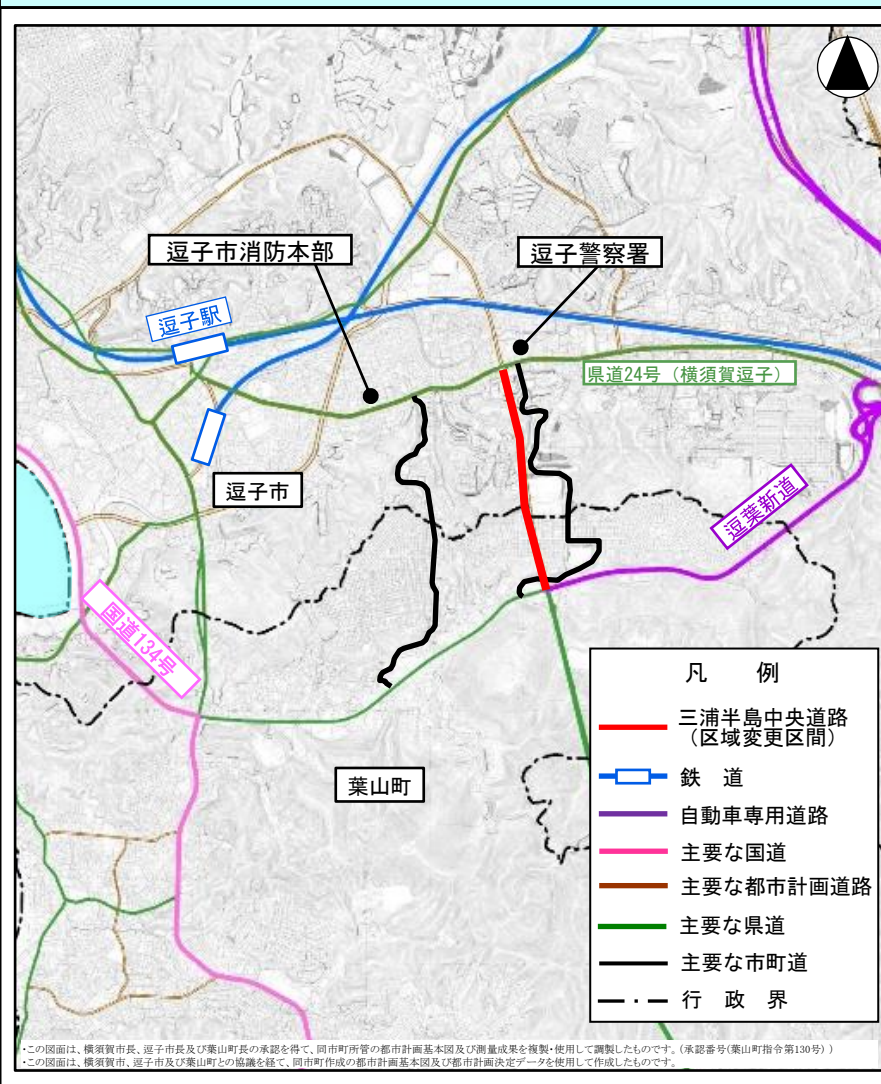
【参考】



2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

1 道路の必要性について （公述人葉山A氏：反対）

【参考】



県の考え方(抜粋)

災害時の救助活動等の中核を担う逗子市消防本部や逗子警察署と葉山・横須賀方面へのアクセスを迅速かつ円滑に実現するため、トンネルの整備が必要と考えます。当該区間には複数の同様なルートが存在しますが、いずれもトンネル案と比較し、大きく迂回する上に、高低差や屈曲部も存在することから、より安全に人や物資等を移動させるためにはトンネル案が最も相応しいと考えます。

2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

2 住民への周知について（公述人逗子B氏：反対）

公述意見の要旨(抜粋)

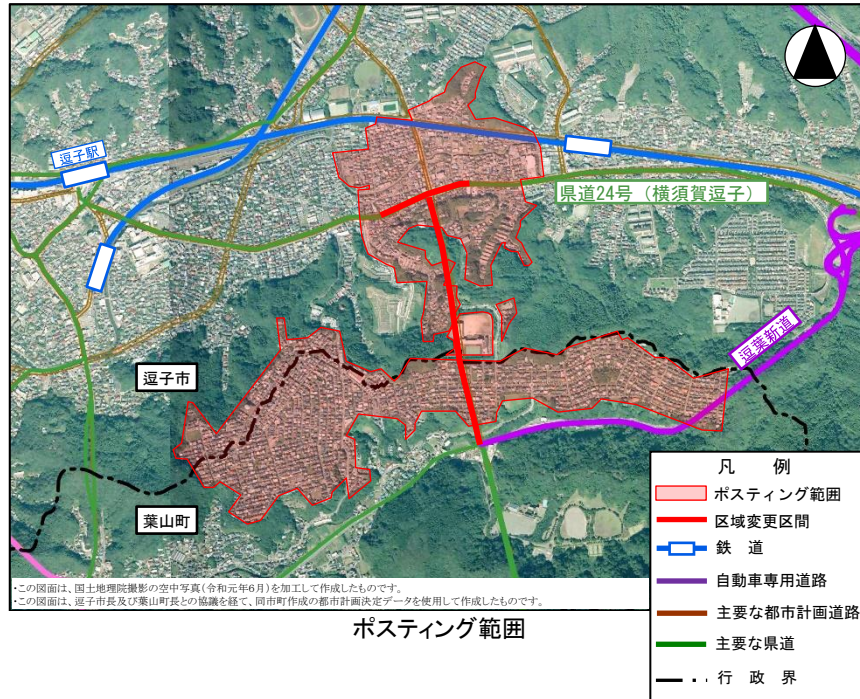
本日の公聴会出席にあたり、桜山5丁目の約50軒を訪問し意見を聞いてきた。トンネル直上の住民は計画のことを承知し、不安や工事が心配といった否定的な意見の方が多かった。一方、この計画道路の外側の住民は、どちらでもいいという方や、やや反対といった方が多かった。私が一番問題と思ったのは、多くの方が計画が動き出すことを知らない、計画は存在しないと認識していることである。

県の考え方(抜粋)

2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

2 住民への周知について（公述人逗子B氏：反対）

【参考】



県の考え方(抜粋)

県主催の説明会については、市町内全域に配布される逗子市と葉山町の広報紙に開催案内を掲載するとともに、横須賀土木事務所、逗子市及び葉山町の各ホームページでも御案内したほか、「さくながNEWS」と題した案内チラシを作成し、事業区間周辺の各戸（約3000部）にポスティングするなど周知しています。

2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

3 安全性と環境への影響について (公述人葉山C氏：反対)

公述意見の要旨(抜粋)

葉山都市計画のトンネル建設について、住民の生活環境への影響を懸念し、本計画に反対する。

2020年10月に東京都調布市で発生した道路陥没事故が示すとおり、地下トンネル工事が住宅地の下で行われる場合、高度な技術や安全対策が講じられていても、地盤条件などで地上の生活環境に予想しない影響が及ぶ可能性を完全に否定することはできない。

都市計画や公共事業は、社会的必要性とともに周辺住民の生活環境や安全性への影響を十分に配慮することが重要である。

住宅地の地下トンネル建設には、その直上及び周辺地域に居住する住民に長期的な生活環境への影響が及ぶ可能性を慎重に検討する必要がある。

調布市における事故の事例が存在する以上、本計画もトンネル建設が地域の生活環境に与える影響について、より慎重な検討と十分な説明が必要である。

以上の理由から、計画の見直しまたは少なくとも慎重な再検討を求める。

県の考え方(抜粋)

2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

3 安全性と環境への影響について

(公述人葉山C氏：反対)

公述意見の要旨(抜粋)

葉山都市計画のトンネル建設について、住民の生活環境への影響を懸念し、本計画に反対する。

2020年10月に東京都調布市で発生した道路陥没事故が示すとおり、地下トンネル工事が住宅地の下で行われる場合、高度な技術や安全対策が講じられていても、地盤条件などで地上の生活環境に予期しない影響が及ぶ可能性を完全に否定することはできない。

都市計画や公共事業は、社会的必要性とともに周辺住民の生活環境や安全性への影響を十分に配慮することが重要である。

住宅地の地下トンネル建設には、その直上及び周辺地域に居住する住民に長期的な生活環境への影響が及ぶ可能性を慎重に検討する必要がある。

調布市における事故の事例が存在する以上、本計画もトンネル建設が地域の生活環境に与える影響について、より慎重な検討と十分な説明が必要である。

以上の理由から、計画の見直しまたは少なくとも慎重な再検討を求める。

県の考え方(抜粋)

トンネル建設が地域の生活環境に与える影響については、環境影響評価の手引き「道路環境影響評価の技術手法」に基づき、環境影響評価を自主的に実施しました。

工事中の大気汚染や騒音による生活環境への影響を低減するよう、低騒音型建設機械を使用する等の各種対策を実施します。

また、トンネル工事の際は、振動、地盤沈下などのモニタリングを行い、慎重に工事を進めます。

なお、トンネル直上での万一家屋損壊に備えて、工事の事前・事後で家屋調査を実施し、変状が生じた際には、補償します。

2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

4 文化財への影響について（公述人葉山B氏：その他）

公述意見の要旨(抜粋)

持田遺跡が、工事で掘削され完全に消滅してしまうと聞いている。

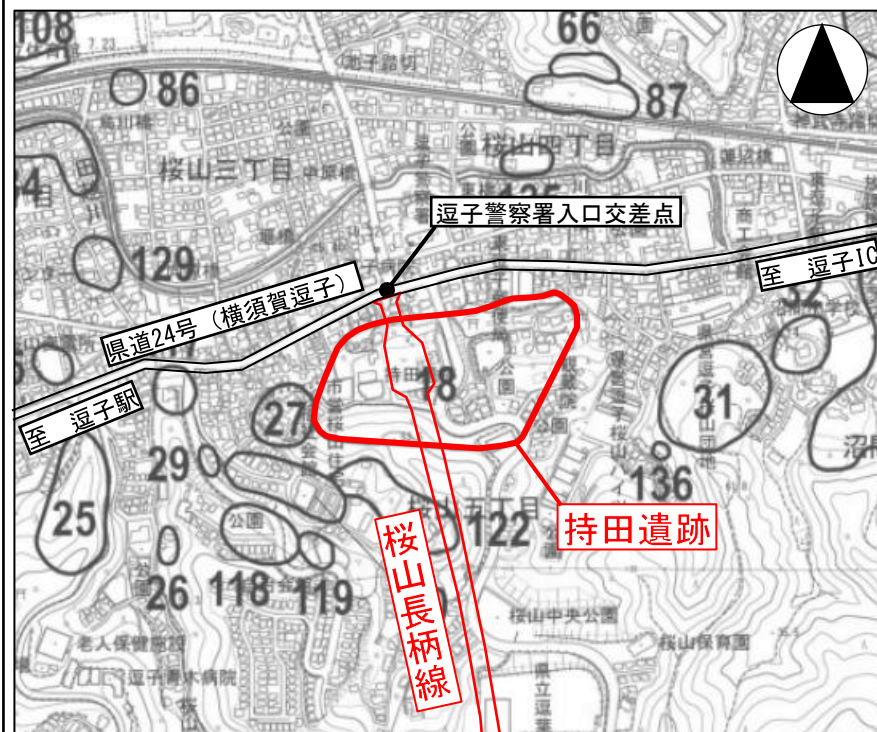
持田遺跡の範囲は昭和45年、46年の調査で、東西150m、南北70m、面積15,000㎡と確定し、弥生時代の土器片や古墳時代の副葬品が出土した。

昭和46年に青少年会館建設する際の調査でも様々な遺物が出土した。青少年会館は遺物の少ない所を選んで建てられ、東側の畑は今も残っている。

現在の畑部分を潰す前にもう一度調査をしてほしい。遺跡は道路建設、鉄道建設、団地建設等により失われてしまう。

持田遺跡がどうなるかはわからないが、できれば潰してしまった後もいろいろなものを残して欲しい。

【参考】

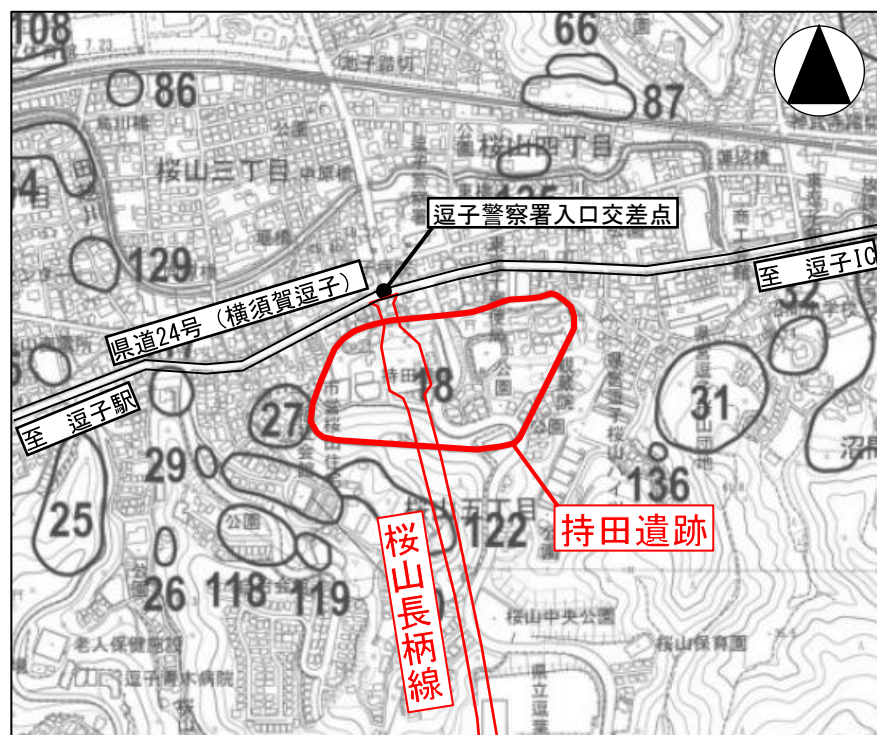


豆州市遺跡分布地図(令和元年12月31日)より

2 都市計画公聴会における公述意見の要旨及び県の考え方

4 文化財への影響について (公述人葉山B氏：その他)

【参考】



逗子市遺跡分布地図(令和元年12月31日)より

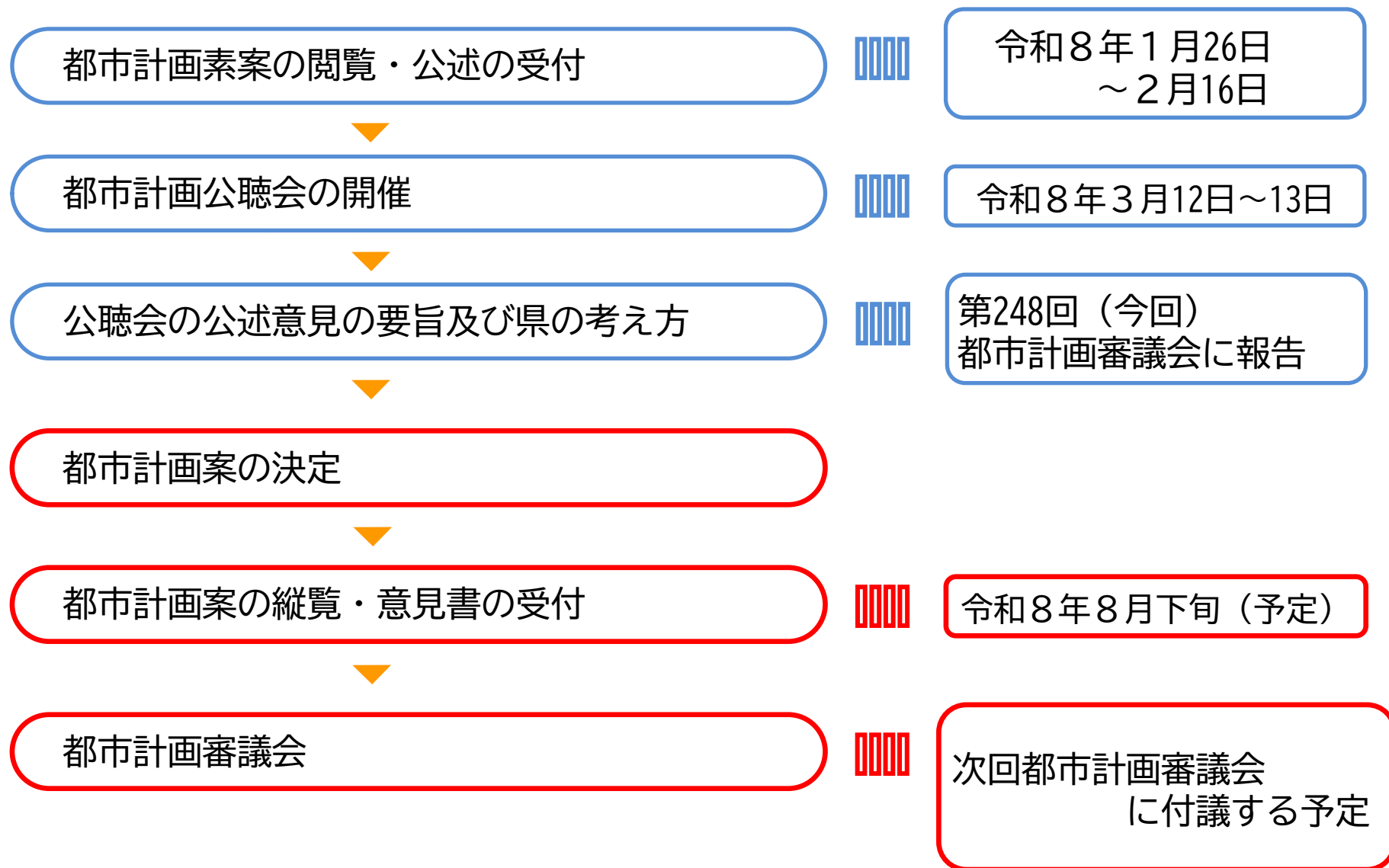
県の考え方(抜粋)

埋蔵文化財に関しては、県文化財所管部局等と協議の上、文化財保護法に則り、適切に対処します。

報告事項

- 1 逗子都市計画 道路の変更(3・6・5号桜山長柄線)
道路の変更(3・4・1号横須賀逗子線)
葉山都市計画 道路の変更(3・6・10号長柄上山口線)の概要
- 2 都市計画公聴会における
公述意見の要旨及び県の考え方
- 3 今後の都市計画手続き

3 今後の都市計画手続き



逗子都市計画 道路の変更（3・6・5号桜山長柄線）

道路の変更（3・4・1号横須賀逗子線）

葉山都市計画 道路の変更（3・6・10号長柄上山口線）

に係る都市計画公聴会について（報告）